

## 第5次堺市地域福祉計画（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方
概要版		
	<p>・p.2 地域共生社会のイメージ図について            図中に「ひとり一人」と記載があるが、「誰もが」という意味合いであれば「一人ひとり」が妥当ではないか。            本編にある同様のイメージ図には図の出典先の記載があるので概要版もそうすることで「ひとり一人」の根拠付けができるのではないか。</p>	<p>ご意見をいただいた図は、厚生労働省が作成したものを引用しています。概要版のイメージ図に出典先を追記します。</p>
本編 第4章 市が重点的に取り組む施策		
	<p>・教育と福祉の連携について            地域福祉計画において、縦割り行政の弊害が顕著なのは教育と福祉の分野ではないか。両分野の連携をどのように図るのか、具体的に計画すべきではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、教育と福祉の連携は重要であると認識しています。教育分野と福祉分野の連携等に係る内容を追記します。（本編 P50～51）</p>
	<p>・令和8年4月に中区で開校予定の宮園小学校の校区は、深井中校区に加え、東区、美原区、さらに北区の一部にまたがっている。            ・堺市東区・北区・美原区に住む知的障害のある高等部生徒は、羽曳野市内にある西浦支援学校高等部へ進学する。            ・堺市北区内に百舌鳥支援学校があるが、北区に住む一部の児童・生徒は南区の上神谷支援学校に通学している。4月からは新たに開校した中区の百舌鳥支援学校宮園分校に通学することになる。</p> <p>上記の3点に関する、通学区域について説明してもらいたい。地域福祉計画における「身近な地域での支援体制」を考えるのであれば、望ましい区域、通学範囲ではないと考える。</p>	<p>現在、北区に在住する支援学校児童生徒は、上神谷支援学校ではなく、百舌鳥支援学校に通学しています。令和8年4月からは、北区の一部（五箇荘、金岡北、大泉、八下、金岡南の5中学校区）に在住する支援学校児童生徒は、百舌鳥支援学校宮園分校に通学します。</p> <p>百舌鳥支援学校宮園分校を含む市立支援学校の校区割は、府立支援学校高等部への進学を見据えて設定しています。</p>
	<p>包括的な支援体制を構築する上で、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業は効果的である。各自治体で様々な取組が実施されているが、国は包括的な支援体制を構築する基盤を「生活困窮者自立支援制度」に</p>	<p>重層的支援体制整備事業における一つの相談支援事業として「生活困窮者自立相談支援事業」があります。包括的な支援体制を推進する上で、生活困窮者自立支援法による相談も重要な施策の一つであると認識しております。</p>

<p>移行させようと考えているように見受けられる。</p> <p>生活困窮者自立支援法における定義を拡大解釈すると、対象者を生活困窮者に限らず幅広く捉えることも可能だと思う。生活困窮者制度は生活保護に至る前の第2のセーフティネットの機能として一定の成果を上げており評価できる点かと思う。しかし、この制度によって包括的な支援体制を構築していくことに関してはいささか懐疑的である。</p> <p>国の動向と同じような形で施策展開するのではなく、堺市において包括的な支援体制を構築する上で何が重要なのかを適切に見極め、本質をとらえた施策展開を行うことを希望する。</p>	<p>一方で、生活困窮者自立支援法のみをとらえるのではなく、分野を横断した形で堺市に適した包括的な相談支援体制を構築するために引き続き取組を進めます。</p>
○その他	
<p>百舌鳥支援学校は老朽化・過密化が問題であり移転の必要性がある。</p> <p>同校は土砂災害警戒区域に立地し、敷地内での建て替えができず、老朽化した校舎が放置されている。さらに、中区に宮園分校が開設されても、百舌鳥支援学校の教室不足は解消されない。堺市全体でこの老朽化と過密化の問題を考え、堺市内の安全な場所への移転を検討すべきではないか。</p>	<p>百舌鳥支援学校を含む市立支援学校全体のあり方については、児童生徒数の推移を見極めた上で整備の計画の必要性を含め検討を進めます。</p>